

大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目次

規則

- 大阪市立青少年野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則・・・2
- 大阪市立ユースホステル条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・3

告示

- 放置自動車の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理有害物質によって汚染されている区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 市道の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 市道の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 放置自動車の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 道路法違反物件の除却・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の所在地変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の所在地変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 消防法に基づく違反の是正措置命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更・・・・・・・・・・・・12
- 大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の名称及び所在地変更・・・・・・13
- 指定給水装置工事事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 大阪市淀川区選挙管理委員会委員長の退職・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 大阪市淀川区選挙管理委員会委員長の就任・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

公告

- 一般競争入札の執行（中古普通自家用貨物車の売払い）・・・・・・14
- 一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）・・・・・・16
- 一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）・・・・・・19
- 一般競争入札の執行（土地の売払い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

共済組合公告

- 大阪市職員共済組合定款の一部変更…………… 23

地方独立行政法人大阪市立工業研究所公告

- 平成20年度財務諸表（地方独立行政法人大阪市立工業研究所）
の公告…………… 23

公布された規則のあらまし**◇大阪市立青少年野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則**

- 1 大阪市立青少年野外活動施設条例の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、平成22年1月1日から施行することにしました。
(平成21年大阪市規則第138号 子ども青少年局企画部青少年事業企画担当)

◇大阪市立ユースホステル条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市立ユースホステル条例の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、平成22年1月1日から施行することにしました。
(平成21年大阪市規則第139号 子ども青少年局企画部青少年事業企画担当)

規 則

大阪市立青少年野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成21年10月23日

大阪市長 平松邦夫

大阪市規則第138号

大阪市立青少年野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則
大阪市立青少年野外活動施設条例施行規則（平成19年大阪市規則第67号）の
一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条第2項第8号中「野外活動施設」を「青少年野外活動施設（以下「野
外活動施設」という。）」に改め、同条を第4条とし、第6条から第8条まで

を1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。



大阪市立ユースホステル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月23日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第139号

大阪市立ユースホステル条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立ユースホステル条例施行規則（平成19年大阪市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（以下「利用料金」という。）」を削る。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第10条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

告 示

大阪市告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成21年10月23日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普通自動車 (トヨタ 灰色)	西成区萩之茶屋1丁目4番先

2	普通自動車 (三菱 紺色)	西成区萩之茶屋1丁目10番先
3	普通自動車 (トヨタ 紺色)	西成区萩之茶屋2丁目1番先

(建設局管理部路上違反物件担当)

(平21.10.9 揭示済)

大阪市告示第1055号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月23日

大阪市長 平松 邦夫

1 許可番号

平成21年1月20日 大阪市指令計（規）第86号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市港区福崎3丁目1番44、33の一部、40の一部、28の一部、35の一部、36、37、38の一部、45の一部、46の一部、47の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝浦1丁目2番1号

NTTファイナンス 株式会社

代表取締役 能川 雅明

4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	15.550m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付1ヵ所 新設工
下水道	D=200mm	71.400m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付5ヵ所 新設工
下水道	D=200mm	19.400m	大阪市	—	集水ますⅡ型 インバート付2ヵ所 新設工
緑地	—	—	開発者	開発者	面積 755.53m ²
消防水利	—	—	開発者	開発者	防火水槽 40t 2基

5 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=100mm	4.000m	大阪市	—	私設ます 1ヵ所 撤去工
下水道	D=150mm	8.000m	大阪市	—	集水ますⅠ型 2ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができ

る。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第1056号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月23日

大阪市長 平松邦夫

1 許可番号

平成21年7月14日 大阪市指令計（規）第17号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東住吉区駒川1丁目108番2

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区伏見町2丁目6番6号

三和都市開発 株式会社

代表取締役 南 尚男

4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	17.981m	開発者	開発者	すみ切り1ヵ所含む。
下水道	D=150mm	6.200m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 3ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第1057号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月23日

大阪市長 平松邦夫

- 1 許可番号
平成21年8月10日大阪市指令計（規）第24号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市平野区加美東3丁目22番1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府東大阪市六万寺町3丁目10番44号
蔵総合建設 株式会社
代表取締役 辰巳 清男
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	21.450m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
道路	1.091m	18.080m	大阪市	大阪市	拡幅
下水道	D=150mm	4.800m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付1ヵ所 新設工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますIII型 インバート付 1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）

大阪市告示第1058号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

大阪市長 平松 邦夫

指定年月日及び指令番号

平成21年10月5日

大阪市指令 大計道 第1024号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
平野区 瓜破東2丁目	704番2の一部 704番3の一部	m 5.0	m 45.68	袋路状道路 終端転回広場

（計画調整局建築指導部道路指定等担当）

大阪市告示第1059号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年10月23日

大阪市長 平松 邦夫

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェリチタ心斎橋
大阪府中央区心斎橋筋1丁目4番29号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 野中 隆史
東京都中央区八重洲1丁目2番1号
- (3) 変更事項
 - ① 大規模小売店舗の名称
(変更前) パシフィック心斎橋
(変更後) フェリチタ心斎橋
 - ② 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前) みずほ信託株式会社 代表取締役 池田 輝彦
(変更後) みずほ信託株式会社 代表取締役 野中 隆史
- (4) 変更年月日
 - ① 平成21年5月2日
 - ② 平成20年6月25日

2 届出年月日

平成21年10月14日

3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所
大阪市経済局産業振興部商業振興担当
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階
- (2) 期間
平成21年10月23日（金）から平成22年2月23日（火）まで
- (3) 時間
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成22年2月23日（火）

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済局産業振興部商業振興担当)

大阪市告示第1060号

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の8第1項の規定に基づき、管理有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり指定する。

平成21年10月23日

大阪市長 平松 邦夫

1 指定する区域

別図のとおり（平野区長吉出戸三丁目820番1、821番1、822番1及び823番1の各一部）

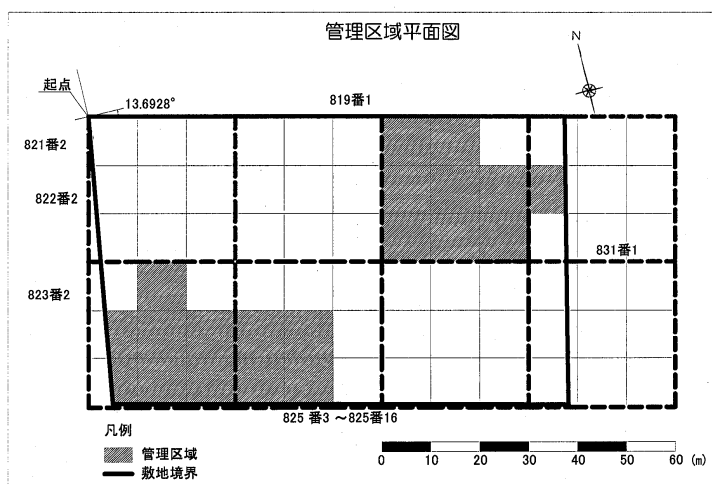
2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の22第1項の基準に適合しない管理有害物質の名称

- ・ シスー1，2-ジクロロエチレン
- ・ 六価クロム化合物
- ・ シアン化合物
- ・ 鉛及びその化合物
- ・ ほう素及びその化合物

3 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の22第2項の基準に適合しない管理有害物質の名称

- ・ 六価クロム化合物
- ・ 鉛及びその化合物

別図



(環境局環境保全部土壌水質担当)

大阪市告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

大阪市長 平 松 邦 夫

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
音 明 寺 裏 通 線	西区本田1丁目 49番の20地から 同区同 1丁目 49番の20地まで	旧	0.91 ^m	51.73 ^m
		新	0.91～ 1.40	51.73
梅 本 町 2 号 線	西区本田1丁目 49番の17地から 同区同 1丁目 49番の17地まで	旧	5.45	2.21
		新	5.45～ 7.66	2.21

(建設局管理部管理担当)

大阪市告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

大阪市長 平 松 邦 夫

路 線 名	区 間	供用開始の期日
音 明 寺 裏 通 線	西区本田1丁目 49番の20地から 同区同 1丁目 49番の20地まで	告 示 の 日
梅 本 町 2 号 線	西区本田1丁目 49番の17地から 同区同 1丁目 49番の17地まで	告 示 の 日

(建設局管理部管理担当)

大阪市告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年10月23日

大阪市長 平松 邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成21年11月6日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	都島区毛馬町1丁目2番先
2	自動二輪車 (外国車 白色)	西区南堀江2丁目9番先
3	自動二輪車 (ホンダ 黒色)	淀川区西中島3丁目5番先
4	自動二輪車 (スズキ 白色)	淀川区加島3丁目中5番先
5	自動二輪車 (ホンダ 黒色)	淀川区十三本町1丁目14番先
6	自動二輪車 (ホンダ 白色)	淀川区十三本町1丁目14番先
7	自動二輪車 (スズキ 銀色)	淀川区十三本町1丁目14番先
8	自動二輪車 (不明 緑色)	淀川区十三本町1丁目14番先
9	普通自動車 (三菱 白色)	此花区桜島3丁目6番先

(建設局管理部路上違反物件担当)

大阪市告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年10月23日

大阪市長 平松 邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第32条第1項及び第43条の規定に違反するので、平成21年11月6日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	所 在 地	種 類	数 量
市道西成区第 8820 号線	西成区萩之茶屋1丁目3番先	屋 台	1

(建設局管理部路上違反物件担当)

大阪市告示第1065号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成21年10月23日

大阪市長 平 松 邦 夫

金融機関名	店舗名	所在地	取消日	継承店
三菱UFJ 信託銀行 株式会社	難波中央 支店	〒542-0076 大阪市中央区難波 3丁目7番16号	平成21年 10月9日	難波 支店

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第1066号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成21年10月23日

大阪市長 平 松 邦 夫

金融機関名	店舗名	所在地	変更日
株式会社 京都銀行	東大阪 支店	変 更 前 〒577-0056 大阪府東大阪市長堂 三丁目4番24号	平成21年 10月26日
		変 更 後 〒577-0055 大阪府東大阪市長栄寺3番1号	

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第1067号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成21年10月23日

大阪市長 平 松 邦 夫

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更日
三菱UFJ 信託銀行 株式会社	大阪法人 営業部	変 更 前	〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1丁目1番5号	平成21年 10月13日
		変 更 後	〒541-0044 大阪市中央区伏見町 3丁目6番3号	
三菱UFJ 信託銀行 株式会社	大阪 支店	変 更 前	〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1丁目1番5号	平成21年 10月13日
		変 更 後	〒541-0044 大阪市中央区伏見町 3丁目6番3号	

(会計室会計管理担当)

大阪市(消)告示第42号

消防法（昭和23年法律第186号）第5条の3第1項の規定により命令を行ったので、同条第5項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月13日

大阪市消防長 岡 武 男

- 1 防火対象物の所在地 大阪市北区梅田2丁目4番7号
桜橋ニコービル3階
- 2 防火対象物の名称 梅田美容形成風戸クリニック
- 3 命令を受けた者の氏名 ライテンジャパン株式会社
代表取締役社長 鈴木 正司
- 4 命 令 事 項 平成21年10月13日までに、屋外避難階段3階部分のダンボール3箱、ゴミ袋6袋、その他の物品を除去すること
- 5 命 令 年 月 日 平成21年10月13日

(消防局予防部予防担当)

(平21. 10. 13掲示済)

大阪市水道局告示第42号

次の金融機関の店舗について、所在地の変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示

する。

平成21年10月23日

大阪市水道局長 白 井 大 造

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
大阪協栄信用組合	本店営業部	変更前	大阪市中央区日本橋2丁目9番16号	平成21年
	本店営業部	変更後	大阪市中央区日本橋2丁目9番18号	11月24日

(水道局総務部経理担当)

大阪市水道局告示第43号

次の金融機関の店舗について、名称及び所在地の変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成21年10月23日

大阪市水道局長 白 井 大 造

金融機関名	店 舗 名		所 在 地	変更年月日
大阪協栄信用組合	変更前	業務部	大阪市北区天神橋3丁目8番12号	平成21年
	変更後	経理部	大阪市中央区日本橋2丁目9番18号	11月24日

(水道局総務部経理担当)

大阪市水道局告示第44号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成21年10月23日

大阪市水道局長 白 井 大 造

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社新井組 住之江営業所	大阪市住之江区平林北2丁目7番132号	平成21年
株式会社ハートガスシステム	東大阪市長田東1丁目6番7号	10月13日

(水道局工務部給水担当)

大阪市淀川区（選）告示第22号

平成21年10月13日次の者が大阪市淀川区選挙管理委員会委員長を退職した。

平成21年10月13日

大阪市淀川区選挙管理委員会
委員長職務代理者 脇 俊 美

住 所 大阪市淀川区十三東3丁目1番28号

氏 名 三 好 幸 一

(淀川区役所総務担当)

(平21.10.13揭示済)



大阪市淀川区（選）告示第23号

平成21年10月14日次の者が大阪市淀川区選挙管理委員会委員長に就任した。

平成21年10月14日

大阪市淀川区選挙管理委員会

委員長 脇 俊 美

住 所 大阪市淀川区三国本町3丁目22番8号

氏 名 脇 俊 美

(淀川区役所総務担当)

(平21.10.14揭示済)

公 告

大阪市公告第117号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成21年10月23日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担 当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務担当 電話 06-6630-3122

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量	初年度登録年月	車台番号	型式
①中古普通自家用貨物車 (三菱キャンター)	1台	平成16年2月	FE82CEV- 500018	KK-FE82CEV改
②中古普通自家用貨物車 (日野デュトロ)	1台	平成16年8月	XKU304- 0001253	VF-XKU304E

下見の日時	下見場所
物品番号①及び② 平成21年11月11日（水） 午前11時から正午まで	旧（財）大阪産業廃棄物処理公社クリーン大阪センター 此花区常吉2-9-9

3 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成20・21年度物品売払入札参加承認証の写し

※平成20・21年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成20・21年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

4 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成21年11月10日（火）午後5時30分まで

5 入札説明書の交付場所等

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html

6 入札保証金

免除

7 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること
契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

8 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時

平成21年11月12日（木） 午前10時

- (2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

9 入札の方法

上記2の売払物品①～②ごとに入札に付し、物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

10 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効と

する。

11 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金及び契約金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のことを落札者とする。

12 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

13 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

環境局環境保全部環境規制担当 電話 06-6615-7966

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務担当 電話 06-6630-3122

(環境局総務部総務担当)

大阪市公告第118号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成21年10月23日

大阪市長 平松 邦夫

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪ワールドトレードセンタービル34階

大阪市建設局総務部経理担当(調達) 電話 06-6615-7194

2 入札に付すべき事項

	売払物品	数量
①	都島外6自転車保管所古自転車等-8	7山
②	西淀川臨時2次自転車保管所古自転車等-8	1山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時	保管場所	所在地
①	11月16日 (月) (ただし、午前11時30分から午後1時30分までを除く。)	都島保管所	都島区都島南通2-1 (地下鉄中央線高架下)
		港晴保管所	港区港晴5-6先 (地下鉄中央線高架下)

			下寺保管所（南部）	浪速区下寺3-6
			南港第2保管所	住之江区南港東2-4先 (阪神高速道路湾岸線高架下)
			新木津川大橋 保管所	住之江区柴谷1-2番付近 (新木津川大橋高架下)
			新大阪東置場	淀川区宮原1丁目1番地先
			中島新橋（第2）	西淀川区中島2-8 (中島新橋高架下)
②	11月16日 (月)	午前9時30分から 午後4時30分まで (ただし、午前11 時30分から午後1 時30分までを除く。)	西淀川臨時 2次保管所	西淀川区西島2-1

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策担当 電話 06-6615-6668

F A X 06-6615-6576

4 入札参加資格

(1) 平成20・21年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成21年11月13日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

*平成20・21年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成20・21年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成21年11月13日（金）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成21年11月13日（金）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

大阪ワールドトレードセンタービル34階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

① 平成21年11月17日（火） 午前10時

② 平成21年11月17日（火） 午前10時30分

13 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14 入札に参加できない者

大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 その他

(1) 契約締結時において、4(1)の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提

出すること

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(建設局総務部経理担当)

大阪市公告第119号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成21年10月23日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪ワールドトレードセンタービル34階

大阪市建設局総務部経理担当（調達） 電話 06-6615-7194

2 入札に付すべき事項

物件番号	売却物品	数量
①	異西外2自転車保管所古自転車等-15	3山
②	南港東外4自転車保管所古自転車等-15	5山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	11月6日 (金)	午前10時から 午後5時まで	異西保管所	生野区異西2丁目8番付近
			大宮保管所	旭区大宮1丁目1番32号
			都島保管所	都島区都島南通2丁目1番19号
②	11月6日 (金)	午前10時から 午後5時まで	南港東保管所	住之江区南港東2丁目4番付近
			南港保管所	住之江区南港東5丁目3番41号
			新木津川大橋 保管所	住之江区柴谷1丁目2番付近
			西島保管所	西淀川区西島1丁目2番付近
			北港保管所	此花区北港2丁目1番付近

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部放置自転車対策担当 電話 06-6615-6668

F A X 06-6615-6576

4 入札参加資格

- (1) 平成20・21年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成21年11月5日（木）までに

参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

*平成20・21年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>)の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成20・21年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証(行商する)を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成21年11月5日(木)午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成21年11月5日(木)午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

大阪ワールドトレードセンタービル34階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

① 平成21年11月9日(月) 午前10時

② 平成21年11月9日(月) 午前10時30分

13 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14 入札に参加できない者

大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 その他

(1) 契約締結時において、4(1)の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

（建設局総務部経理担当）

大阪市公告第120号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成21年10月23日

大阪市長 平松邦夫

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪WTCビル40階

大阪市港湾局臨海地域活性化室 電話 06-6615-7726

2 入札に付する物件

土地

物件 番号	所在地	地目	地積(m ²)	予定価格
①	大阪市住之江区南港北1丁目36番1外1筆	宅地	14,504.29	1,771,300,000円
②	大阪市住之江区南港北1丁目36番2外1筆	宅地	12,212.47	1,357,400,000円
③	大阪市住之江区南港南4丁目1番9	宅地	4,452.51	444,900,000円
④	大阪市此花区北港白津1丁目1番38	宅地	12,167.95	940,600,000円
⑤	大阪市此花区常吉2丁目2番112	宅地	3,715.54	292,800,000円
⑥	大阪市港区八幡屋4丁目5番37外1筆	宅地	300.69	43,300,000円
⑦	大阪市港区八幡屋4丁目5番39	宅地	217.72	28,400,000円
⑧	大阪市大正区小林西1丁目16番5	宅地	438.05	49,500,000円

3 入札参加者の資格

個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大阪市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しない者であること

物件番号⑤については、最も近隣の岸壁である常吉岸壁の利用促進を図るため、同岸壁の利用方針に基づき建設資材を専門に取り扱う事業の用に供する者であること

4 入札実施要領の交付場所等

(1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 前記1に同じ

(2) 入札実施要領の交付方法

平成21年10月23日（金）から同年11月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで前記1において無償により交付する。

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成21年11月16日（月）から同月20日（金）まで

午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

5 入札執行の日時及び場所

平成21年12月4日（金） 午後1時45分

午後1時から午後1時30分まで受付を行う。

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪WTCビル40階

大阪市港湾局入札室

6 入札保証金

入札書に記入する価格の100分の10以上

※入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

※落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

7 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（港湾局臨海地域活性化室）

共 済 組 合 公 告

大阪市職員共済組合公告第18号

地方公務員法第10条第2項の規定に基づき大阪市職員共済組合定款の一部を変更したので、地方公務員等共済組合法第5条第9項の規定により、その要旨を次のとおり公告する。

平成21年10月23日

大阪市職員共済組合
理事長 柏木 孝
（職員共済組合 庶務係）

地方独立行政法人大阪市立工業研究所公告

地方独立行政法人大阪市立工業研究所公告第1号

地方独立行政法人法第34条第4項に基づき、平成20年度地方独立行政法人大阪市立工業研究所の財務諸表について、次のとおり公告する。

平成21年10月23日

地方独立行政法人大阪市立工業研究所理事長 島田 裕司

平成20年度

財務諸表

第1期事業年度

自 平成20年 4月 1日

至 平成21年 3月31日

地方独立行政法人
大阪市立工業研究所

目次

貸借対照表	1
損益計算書	2
キャッシュフロー計算書	3
利益の処分に関する書類	4
行政サービス実施コスト計算書	5
注記事項	6

附属明細書

1 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細表 （「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」に よる損益外減価償却相当額も含む。）の明細	10
2 たな卸資産の明細	10
3 長期借入金の明細	11
4 資本金及び資本剰余金の明細	11
5 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	11
6 役員及び職員の給与の明細	11
7 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	12

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目		科目	
(資産の部)		(負債の部)	
I 固定資産		I 固定負債	
1 有形固定資産		資産見返負債	
土地	2,914,935,600	資産見返運営費交付金	28,698,120
建物	1,967,048,250	資産見返補助金等	18,546,829
減価償却累計額	△ 87,847,574	資産見返寄附金	5,955,001
機械装置	213,733,876	資産見返物品受贈額	173,054,416
減価償却累計額	△ 61,763,279	固定負債合計	226,254,366
工具器具備品	9,232,439		
減価償却累計額	△ 4,222,734	II 流動負債	
図書	5,009,705	前受金	1,032,600
有形固定資産合計	5,036,162,620	前受収益	101,732
		未払金	67,756,793
2 無形固定資産		未払消費税等	1,769,200
電話加入権	25,000	預り金	9,888,086
ソフトウェア	474,744	一年以内返済予定長期借入金	80,000,000
無形固定資産合計	499,744	流動負債合計	160,548,411
固定資産合計	5,036,662,364	負債合計	386,802,777
		(資本の部)	
II 流動資産		I 資本金	
現金及び預金	218,905,141	地方公共団体出資金	4,853,124,900
未収入金	79,138,373	資本金合計	4,853,124,900
たな卸資産	2,861,170	II 資本剰余金	
流動資産合計	300,904,684	資本剰余金	25,000
		損益外減価償却累計額	△ 87,847,574
		資本剰余金合計	△ 87,822,574
		III 利益剰余金	
		当期未処分利益	185,462,245
		(うち当期純利益)	(185,462,245)
		利益剰余金合計	185,462,245
		資本合計	4,950,764,271
資産合計	5,337,567,048	負債資本合計	5,337,567,048

-1-

損益計算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：円)

経常費用		
業務費		
業務部門人件費	817,534,350	
試験研究費	94,924,921	
受託研究費	99,518,391	
共同研究費	2,193,635	
受託事業費	18,837,295	1,033,008,592
一般管理費		
役員人件費	26,698,358	
管理部門人件費	111,785,152	
減価償却費	63,735	
管理運営費	171,780,696	310,327,941
経常費用合計		1,343,336,533
経常収益		
運営費交付金収益		1,085,979,750
使用料収益		
装置使用料	4,268,750	
施設使用料	10,092,349	
研究員使用料	10,229,300	
その他使用料	7,711	24,598,110
手数料収益		
試験分析手数料	43,572,480	
職員派遣手数料	6,910,090	
受託研究手数料	147,261,300	
その他手数料	44,000	197,787,870
受託研究等収益		
国又は地方公共団体からの受託	105,532,891	105,532,891
共同研究等収益		
その他の団体からの受託	14,052,609	14,052,609
受託事業等収益		
その他の団体からの受託	19,190,647	19,190,647
財務収益		
預金利息	458,908	458,908
雑益		
科研費間接経費収入	5,258,659	
知的財産実施料等収益	11,702,902	
その他雑収益	12,002	16,973,563
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金戻入	161,130	
資産見返補助金等戻入	605,171	
資産見返寄附金戻入	452,729	
資産見返物品受贈戻入	60,115,140	61,334,170
経常収益合計		1,525,908,518
経常利益		182,571,985
臨時損失		
承継消耗品費		1,362,592
臨時利益		
承継物品受贈益		1,362,592
承継研究成果普及品受贈益		2,890,260
当期純利益		185,462,245
当期純利益		185,462,245

-2-

キャッシュ・フロー計算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出		△ 132,939,439
人件費支出		△ 949,862,733
その他の業務支出		△ 142,431,977
運営費交付金収入		1,114,839,000
使用料収入		24,476,840
手数料収入		197,109,030
受託研究等収入		47,915,338
共同研究等収入		14,052,609
受託事業等収入		19,190,647
その他収入		20,814,920
小計		213,164,235
利息及び配当金の受取額		458,908
業務活動によるキャッシュ・フロー		213,623,143
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産取得による支出		△ 74,718,002
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入		80,000,000
IV 資金増加額		218,905,141
VI 資金期首残高		0
VII 資金期末残高		218,905,141

-3-

利益の処分に関する書類

(平成21年9月30日)

(単位：円)

I 当期末処分利益		185,462,245
当期総利益	185,462,245	
II 利益処分量		
積立金	97,134,657	
地方独立行政法人法第40条第3項により大阪市長の承認を受けた額		
研究開発及びその研究成果の普及、活用並びに企業支援の質の向上と組織運営改善目的積立金	88,327,588	185,462,245

-4-

行政サービス実施コスト計算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	1,033,008,592	
一般管理費	310,327,941	
臨時損失	<u>1,362,592</u>	1,344,699,125
(2) (控除) 自己収入等		
使用料収益	△ 24,598,110	
手数料収益	△ 197,787,870	
受託研究等収益	△ 105,532,891	
共同研究等収益	△ 14,052,009	
受託事業等収益	△ 19,190,647	
財務収益	△ 458,908	
雑益	△ 16,973,563	
資産見返寄附金戻入	<u>△ 452,729</u>	<u>△ 379,047,327</u>
業務費用合計		965,651,798
II 損益外減価償却相当額		
		87,847,574
III 引当外退職給付増加見積額		
		72,543,791
IV 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用	<u>65,031,869</u>	<u>65,031,869</u>
V 行政サービス実施コスト		
		<u>1,191,075,032</u>

-5-

注記事項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金収益の計上基準
期間進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、市から譲与を受けた固定資産については見積耐用年数により、受託研究等収入により購入した償却資産については、研究予定期間等を耐用年数としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～24年
機械装置	1～7年
工具器具備品	1～13年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア	5年
--------	----

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第24に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

-6-

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 研究成果普及品（工業研究所報告）
個別法による低価法を採用しています。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

- (1) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成21年3月末利回りを参考に1.34%で計算しています。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式です。

II 「貸借対照表」注記

運営交付金から充当されるべき退職給付の見積額 1,013,558,170円

III 「キャッシュ・フロー計算書」注記

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	218,905,141円
資金期末残高	218,905,141円

2 重要な非資金取引

- (1) 現物出資の受入による固定資産の取得

土地	2,914,935,600円
建物	1,938,189,000円
合計	4,853,124,600円

- (2) 無償譲与の受入による固定資産の取得

機械装置	150,229,351円
工具器具備品	4,129,964円
図書	78,810,241円
電話加入権	25,000円
合計	233,194,556円

-7-

IV 「行政サービス実施コスト計算書」注記

機会費用の内訳

設立団体に係る額 65,031,869円

V 重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

VI 重要な後発事象

該当する事項はありません。

-8-

附属明細書

1 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細表（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細

(単位:円)

資産の種類	勘定科目	期首残高(注1)	当期増加額①+②		当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末残高
			①購入	②寄附等			当期償却額		
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,938,189,000	28,859,250	28,859,250	0	1,967,048,250	87,847,574	87,847,574	1,879,200,676
	小計	1,938,189,000	28,859,250	28,859,250	0	1,967,048,250	87,847,574	87,847,574	1,879,200,676
有形固定資産 (特定償却資産以外)	機械装置(注2)	150,229,351	63,504,525	58,507,575	4,996,950	213,733,876	61,763,279	61,763,279	151,970,597
	工具器具備品	4,129,964	5,102,475	4,184,355	918,120	9,232,439	4,222,734	4,222,734	5,009,705
	図書	78,810,241	6,235,801	6,235,801	0	85,046,042	0	0	85,046,042
	小計	233,169,556	74,842,801	68,927,731	5,915,070	308,012,357	65,986,013	65,986,013	242,026,344
非償却資産	土地	2,914,935,600	0	0	0	2,914,935,600	0	0	2,914,935,600
	小計	2,914,935,600	0	0	0	2,914,935,600	0	0	2,914,935,600
有形固定資産合計	土地	2,914,935,600	0	0	0	2,914,935,600	0	0	2,914,935,600
	建物	1,938,189,000	28,859,250	28,859,250	0	1,967,048,250	87,847,574	87,847,574	1,879,200,676
	機械装置	150,229,351	63,504,525	58,507,575	4,996,950	213,733,876	61,763,279	61,763,279	151,970,597
	工具器具備品	4,129,964	5,102,475	4,184,355	918,120	9,232,439	4,222,734	4,222,734	5,009,705
	図書	78,810,241	6,235,801	6,235,801	0	85,046,042	0	0	85,046,042
	合計	5,086,294,156	103,702,051	97,786,981	5,915,070	5,189,996,207	153,833,587	153,833,587	5,036,162,620
無形固定資産	電話加入権	25,000	0	0	0	25,000	0	0	25,000
	ソフトウェア	0	492,660	0	492,660	492,660	17,916	17,916	474,744
	合計	25,000	492,660	0	492,660	517,660	17,916	17,916	499,744

(注1) 期首残高には、無償譲与の受入額を記載しています。

(注2) 機械装置の当期増加額は研究機器等63,504千円です。
主な内訳: ネットワークカメラ 19,793千円・高速試験対応型疲労試験機 18,512千円・射出成形機6,604千円

2 たな卸資産の明細 (単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		購入・製作	その他	頒布・払出	その他		
研究成果普及品	2,090,200	0	0	29,090	0	2,061,110	工業研究所報告

3 長期借入金の詳細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
大阪市	0	80,000,000	0	80,000,000	2.125	平成21年7月2日	
計	0	80,000,000	0	80,000,000			

4 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	4,853,124,600	0	0	4,853,124,600	
計	4,853,124,600	0	0	4,853,124,600	
資本剰余金	25,000	0	0	25,000	
計	25,000	0	0	25,000	
損益外減価償却累計額	0	△ 87,847,574	0	△ 87,847,574	
差引計	25,000	△ 87,847,574	0	△ 87,822,574	

5 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

①運営費交付金債務

(単位：円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交付額	当期返済額			期末残高
			運営費交付金 収益	資産見込返済費 交付金	資本剰余金 小計	
平成20年度 (当初)	0	1,114,839,000	1,085,979,750	28,859,250	0	1,114,839,000

②運営費交付金収益

(単位：円)

業務等区分	平成20年度交付分	合計
期間進行基準	1,085,979,750	1,085,979,750
合計	1,085,979,750	1,085,979,750

6 役員及び職員の給与の明細

(単位：円、人)

区分	報酬又は給与		退職給付	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	22,793,600	2.0	0.0
	非常勤	0	0.0	0.0
	計	22,793,600	2.0	0.0
職員	常勤	775,825,240	93.75	729,970
	非常勤	0	0.0	0.0
	計	775,825,240	93.75	729,970
合計	常勤	798,618,840	95.75	729,970
	非常勤	0	0	0.0
	計	798,618,840	95.75	729,970

(注) 1 役員に対する報酬等の基準及び職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要
 地方独立行政法人大阪市立工業研究所役員報酬規程、職員給与規程、職員退職手当に基づき支給しています。
 2 支給人員は、年間平均支給人員と記載しています。
 3 本表の支給額合計には、法定福利費は含まれていません。

-11-

7 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

①現金及び預金の明細

(単位：円)

区分	残高	摘要
現金	100,000	
普通預金	218,905,141	
合計	218,905,141	

②資産見込物品受贈額の明細

(単位：円)

種別	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
機械装置	150,229,351	0	57,070,432	93,158,919	当期減少額は減価償却費に対応する戻入です。
工具器具備品	4,129,964	0	3,044,708	1,085,256	当期減少額は減価償却費に対応する戻入です。
図書	78,810,241	0	0	78,810,241	
合計	233,169,556	0	60,115,140	173,054,416	

-12-